

手のひらサポート（療養費給付事業）募集要項

NPO 法人 3・11 甲状腺がん子ども基金は、東京電力福島第一原子力発電所事故以降に甲状腺がんと診断された子どもに対し、経済的な支援を行うため、療養費を給付します。

1. 目的

本療養費は、「原発事故子ども・被災者支援法」第13条3項に掲げられた「医療支援」について、政府の包括的支援策がいまだ講じられていない現状に鑑み、民間レベルで危急の支援を実現することを目的としています。また、経済的支援にとどまらず、患者の治療環境と生活の質（QOL）の向上などにつなげていくことを目指しています。

2. 給付対象者

1992年4月2日以降に生まれ、2011年の東電福島原発事故以降に甲状腺がんの手術を受けた人および穿刺細胞診で甲状腺がんと診断された人で、原発事故時に以下の地域に居住していた人

対象地域：岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

3. 給付する療養費額

給付対象にあたる人で、審査で決定した人	10万円
再発・転移などにより再手術を受けた人	10万円を追加して給付
アイソトープ治療の必要がある人	10万円を追加して給付

4. 申請期間

毎年4月1日から、翌年3月31日までを申請期間とします。

特に断りのない限り、次の年度も同様の日程で申請を受け付けます。

5. 申請方法

当基金の申請書類にご記入の上、健康保険証のコピーと診療等明細書*のコピーを同封して、下記住所まで郵送でお申し込みください。申請書は基金ホームページからもダウンロードできます。また、電話（0120-966-544）で基金に直接ご請求ください。

（*診療等明細書については、Q&Aをご覧ください。）

申請書類送付先：東京都新宿区四谷本塩町4番15号 新井ビル3階

NPO 法人 3・11 甲状腺がん子ども基金

6. 給付の決定

給付につきましては、当基金で審査のうえ、決定いたします。毎月末に申請を締め切り、審査を行います。給付決定した方には決定通知を送り、原則、翌月末に給付いたします。